

平成27年9月

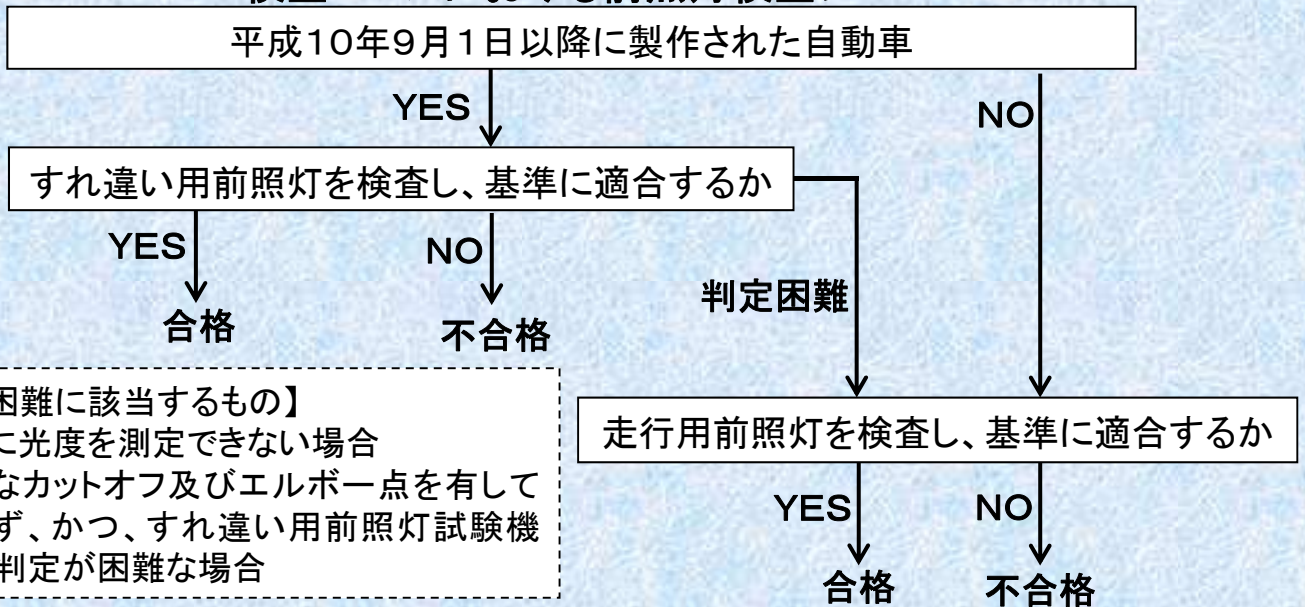
# 平成10年9月1日以降に製作された自動車 (二輪、大特除く)の前照灯試験機による計測は、 原則、すれ違い用前照灯により実施します。

これまで前照灯検査は申告がなければ走行用前照灯で実施してきましたが、平成27年9月1日から、平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪、大特除く)の前照灯試験機による計測は、原則、すれ違い用前照灯により実施します。

※ 製作年月の不明な車両については、検査職員へお尋ねください。  
軽自動車において自動車の製作年月日が自動車検査証等で判断できない場合にあっては、自動車検査証の型式欄に記載されている自動車排出ガス規制の識別記号が2桁以降(平成10年規制、平成10年アイドリング規制 GD、GF等)のものが対象車両となります。



## 検査コースにおける前照灯検査フロー



【判定困難に該当するもの】  
・適切に光度を測定できない場合  
・明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合

◇ 詳しくは最寄りの下記事務所にお問い合わせ下さい ◇

普通車・小型車のお問い合わせ



自動車検査法人  
National Agency of Vehicle Inspection

鳥取事務所 TEL 0857-22-4210

軽自動車のお問い合わせ



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

鳥取事務所 TEL 050-3816-3082(コールセンター)